

別紙 12 サービス対価の算定及び支払方法（骨子）

以下は、本事業において県が事業者に対して支払うサービス対価の支払方法等に関する現時点での骨子であり、詳細は、内容の変更も含め、入札公告時において示す。

1. サービス対価の構成

本事業におけるサービス対価の構成は下表のとおりである。

表 1 - 1 サービス対価の構成

対価の構成		サービス 対価区分		
施設整備業務費 相当額※	施設整備に係る事前調査及びその関連業務費相当額	A ₁ 及びA ₃		
	施設的设计及びその関連業務（許認可手続等）費相当額			
	解体を要する既存施設の解体業務費相当額			
	施設の建築・土木工事及びその関連業務費相当額			
	周辺影響調査、対策業務費相当額			
	電波障害調査、対策業務費相当額			
	施設の機械・電気・給排水設備工事及びその関連業務費相当額			
	工事監理業務費相当額			
	建設工事に伴う各種申請業務費相当額			
	その他施設整備業務に共通する費用相当額			
統括マネジメント 業務費相当額	個別業務のマネジメント業務費相当額	B ₁		
	病院経営支援業務費相当額	B ₂		
	その他統括マネジメント業務に共通する費用相当額	B ₅		
調達関連業務費 相当額	医療機器等（給食用機器を含む）の初期調達費相当額	A ₂		
	一般備品の初期調達費相当額	A ₃		
	医薬品	調達予定リスト作成支援業務費相当額	B ₃	
		調達業務	調達業務の実施に要した費用相当額	B ₄
		業務	代金相当額	C ₁
	診療材料	調達予定リスト作成業務費相当額	B ₃	
		調達業務	調達業務の実施に要した費用相当額	B ₄
		業務	代金相当額	C ₁
	準備品・消耗品	調達業務の実施に要した費用相当額	B ₄	
		代金相当額	C ₁	
その他調達関連業務に共通する費用相当額	B ₅			

対価の構成			サービス 対価区分	
運營業務費相当額	診療技術支援業務	食事の提供業務費相当額	C ₂	
		医療機器の管理・保守点検業務費相当額	下記以外	B ₅
			保守委託対象医療機器（初期調達分）の保守点検・修理に要する経費相当額	B ₆
		医療補助業務費相当額	B ₅	
	物流管理関連業務	物品管理業務（ベッドステーション業務を含む）費相当額	B ₅	
		滅菌消毒業務費相当額	B ₅	
		洗濯業務費相当額	C ₂	
	情報管理関連業務	診療情報管理業務費相当額	B ₅	
		医療事務業務（電話交換業務を含む）費相当額	B ₅	
	施設維持管理業務	清掃業務（植栽管理業務を含む）費相当額	B ₅	
		施設メンテナンス業務（駐車場管理・医療用ガスの供給設備保守点検業務含む）費相当額	下記以外	B ₅
			本事業の業務範囲となる計画修繕業務費相当額	B ₇
		警備業務費相当額	B ₅	
	その他運營業務に共通する費用相当額	B ₅		

※利便施設の整備に係る費用（躯体と可分な設備等の整備費を除く）を含む。

表 1 - 2 サービス対価区分

サービス対価区分	概要
サービス対価 A	施設整備業務費及び調達関連業務費（初期調達分）関連
サービス対価 B	統括マネジメント業務費、調達関連業務費及び運營業務費のうち、原則定額払い関連
サービス対価 C	調達関連業務費及び運營業務費のうち、単価契約払い関連

2. サービス対価の支払方法

(1) サービス対価 A

1) サービス対価 A₁

県は、施設整備業務費相当額のうち、サービス対価 A₃ として割賦で支払う金額を控除した額について、サービス対価 A₁ として下記のとおり事業者者に支払うものとする。

施設整備業務費相当額のうち、設計や工事監理業務、解体業務、駐車場整備業務等の費用相当額について、別途国庫補助金の適用可能性を検討中である。サービス対価 A に関する以降の記載は、当該検討結果に従い、適宜修正される可能性があるため、留意すること。

① 原則、毎事業年度末において県が確認した出来高の 90% を上限として、翌事業年度当初に事業者に対して一括で支払う。ただし、割賦で支払うべき金額を留保するために、支払い金額の調整が必要な場合は、この限りではない。

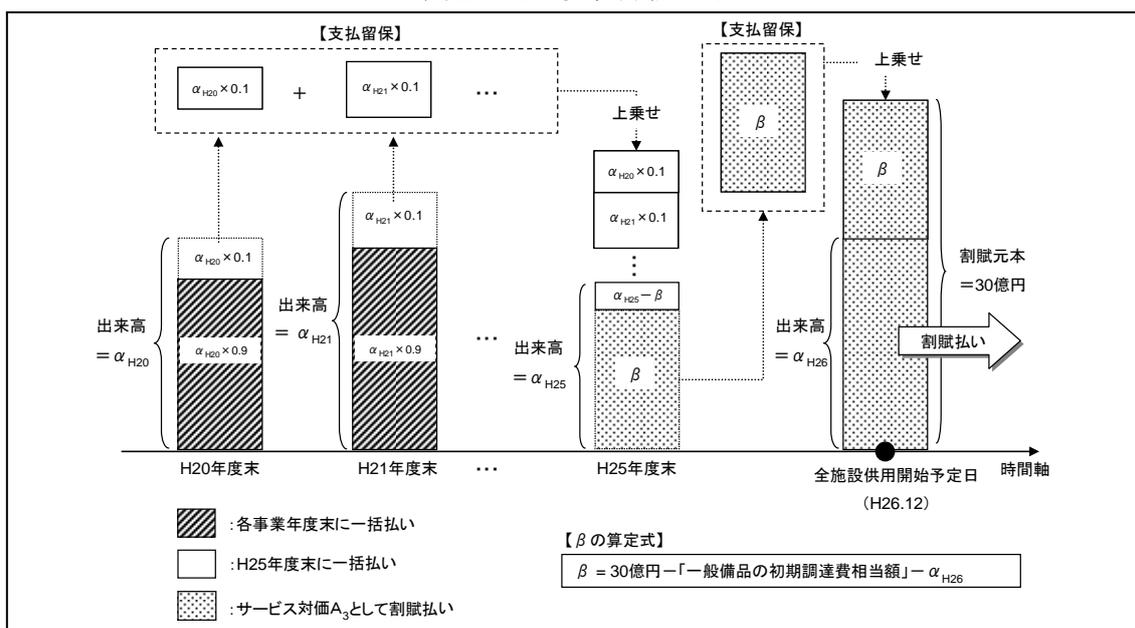
② 本事業における本件工事対象施設の全ての引渡しを受ける日が属する年度の前年度末（平成 25 年度末）までに支払う額の累計額は次の各号のいずれか少ない方の額を限度とする。

A 施設整備業務費相当額 × 9 / 10

B 施設整備業務費相当額 - (30 億円 - 一般備品の初期調達費相当額)

当該支払方法のイメージを下図に示すので、参照のこと。

図 2-1 支払方法のイメージ



2) サービス対価A₂

県は、医療機器等の初期調達費相当額について、サービス対価A₂として、毎事業年度末、当該年度において事業者が調達した費用相当額について、全額一括で事業者に対して支払うものとする。

3) サービス対価A₃

県は、「施設整備業務費相当額のうち割賦で支払う金額」及び「一般備品の初期調達費相当額」の合計額（30億円）について、サービス対価A₃として、平成27年3月を第1回とし、平成45年3月を最終回とする、半年賦払い（年2回・全37回に分けて、元利均等払い）で事業者に対して支払うものとする。なお、端数が生じる場合は、支払いの最終回で調整するものとする。当該支払いの概要を下表に示す。

表2-1 サービス対価A₃の概要

割賦元本	30億円	施設整備費相当額のうち、割賦支払いとする額
		一般備品の初期調達費相当額
割賦金利	基準金利	午前10時現在の東京スワップレート（TSR）としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース10年もの（円/円）金利スワップレート
	基準金利決定日	最後に引渡される施設の引渡し日の2営業日前*
	基準金利改定日	平成37年4月1日の2営業日前*
支払方法	元利均等払	
支払頻度	半年賦払（平成27年3月から平成45年3月までの全37回）	
備考	基準金利に事業者の提案スプレッドを上乗せした金利を割賦金利とする。	

※当該日が土日祝日の場合、翌営業日とする。

(2) サービス対価B

1) サービス対価B₁

県は、統括マネジメント業務のうち、個別業務のマネジメント業務費相当額について、事業期間にわたり、サービス対価B₁として、下表のとおり、事業者に対して支払うものとする。

以降、骨子として記載する便宜上、サービス対価の区分ごとに、モニタリング結果のサービス対価への反映について記載している。しかし、これは全てのサービス対価において、その区分ごとにモニタリング結果を踏まえた減額等を行うことを確定するものではなく、この点の詳細は入札公告時において示すため、留意すること。

表2-2 サービス対価B₁の概要

対象対価区分	個別業務のマネジメント業務費相当額
対価支払い手続き	<ul style="list-style-type: none">・県は、下表に示す各支払い対象期の末月（第Ⅰ期であれば6月）の当該業務に対する県によるモニタリング結果とあわせて、対価の減額等の有無等を翌月の[]日までに事業者へ通知する。・事業者は、上記通知を受領後、当該通知の内容に基づき、速やかに県に請求書を提出する。・県は、当該請求書を適法に受理した後、30日以内に事業者に対して当該対価に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を支払う。
留意点	<ul style="list-style-type: none">・当該業務に関するサービス対価の支払い予定額は、物価変動に伴う改定等、別途定める場合を除き、定額とするが、運営期間の開始の前後で額が異なることは可能とする。・モニタリングは毎月行われるものとする。

表2-3 サービス対価B₁に関する各年度における支払い対象期の区分

支払い対象期	当該期間
第Ⅰ期	4月1日～6月30日
第Ⅱ期	7月1日～9月30日
第Ⅲ期	10月1日～12月31日
第Ⅳ期	1月1日～3月31日

以降、「四半期」とは、上表の区分に基づく期及び期間とする。

2) サービス対価B₂

県は、統括マネジメント業務のうち、病院経営支援業務費相当額について、サービス対価B₂として、下表のとおり、事業者に対して支払うものとする。

表2-4 サービス対価B₂の概要

【現在、要求水準書の修正を検討しており、入札公告までに整理の上記載予定】

3) サービス対価B₃

県は、調達関連業務費相当額のうち、医薬品調達予定リスト作成支援業務及び診療材料調達予定リスト作成業務費相当額について、当該業務期間（平成 24 年度内で別途県と事業者とで合意した時期～平成 45 年 3 月）にわたりサービス対価 B₃として、下表のとおり、事業者に対して支払うものとする。

表 2-5 サービス対価 B₃の概要

対象対価区分	<ul style="list-style-type: none">・医薬品調達予定リスト作成支援業務費相当額・診療材料調達予定リスト作成業務費相当額
対価支払い手続き	<ul style="list-style-type: none">・県は、業務期間にわたり当該業務の年度における履行結果に対するモニタリング結果とあわせて、対価の減額等の有無等を翌年度の 4 月[]日までに事業者へ通知する。・事業者は、上記通知を受領後、当該通知の内容に基づき、速やかに県に請求書を提出する。・県は、当該請求書を適法に受理した後 30 日以内に、当該対価に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を事業者に対して支払う。
留意点	<ul style="list-style-type: none">・当該業務に関するサービス対価の支払い予定額は、物価変動に伴う改定等、別途定める場合を除き、業務期間にわたり定額とする。

4) サービス対価B₄

県は、調達関連業務費相当額のうち、医薬品、診療材料及び準備品・消耗品に関する調達業務費相当額（各代金相当額を除く）について、当該業務期間（平成 25 年 4 月～平成 45 年 3 月）にわたりサービス対価B₄として、下表のとおり、事業者に対して支払うものとする。

表 2-6 サービス対価B₄の概要

対象対価区分		<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品調達関連業務に関して事業者が調達業務の実施に要した費用相当額 ・診療材料調達関連業務に関して事業者が調達業務の実施に要した費用相当額 ・準備品・消耗品調達関連業務に関して事業者が調達業務の実施に要した費用相当額
対価支払い手続き	医薬品	<p>【当該年度の第Ⅰ期から第Ⅲ期までの間における業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、四半期の各支払い対象期の末月（第Ⅰ期であれば6月）の当該業務に対する県によるモニタリング結果を翌月の[]日までに事業者へに通知する。 ・事業者は、上記通知を受領後、当該通知の内容に基づき、速やかに県に請求書を提出する。 ・県は、当該請求書を適法に受理した後、30日以内に事業者に対して当該対価に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を支払う。 <p>【当該年度の第Ⅳ期における業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の県から事業者への通知内容には、モニタリング結果とあわせて、対価の減額等の有無等に関する事項が含まれるものとし、以降の手続きは当該通知内容に基づくものとする。
	診療材料	<p>【当該年度の第Ⅰ期、第Ⅲ期における業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、四半期の各支払い対象期の末月（第Ⅰ期であれば6月）の当該業務に対する県によるモニタリング結果を翌月の[]日までに事業者へに通知する。 ・事業者は、上記通知を受領後、当該通知の内容に基づき、速やかに県に請求書を提出する。 ・県は、当該請求書を適法に受理した後、30日以内に事業者に対して当該対価に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を支払う。 <p>【当該年度の第Ⅱ期、第Ⅳ期における業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の県から事業者への通知内容には、モニタリング結果とあわせて、対価の減額等の有無等に関する事項が含まれるものとし、以降の手続きは当該通知内容に基づくものとする。
	準備品・消耗品	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品に同じ。
留意点		<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務に関するサービス対価の支払い予定額は、物価変動に伴う改定等、別途定める場合を除き、業務期間にわたり定額とする。 ・モニタリングは毎月行われるものとする。

5) サービス対価B₅

県は、運營業務費相当額のうち、別途サービス対価 B₆及びサービス対価Cとして支払う業務費相当額以外の分等をサービス対価B₅として、下表のとおり、事業者に対して支払うものとする。

表 2-7 サービス対価B₅の概要

対象対価区分	<ul style="list-style-type: none"> ・保守委託対象医療機器（初期調達分）の保守点検・修理に要する経費相当額を除く、医療機器の管理・保守点検業務費相当額 ・医療補助業務費相当額 ・物品管理業務（ベッドステーション業務を含む）費相当額 ・滅菌消毒業務費相当額 ・診療情報管理業務費相当額 ・医療事務業務（電話交換業務を含む）費相当額 ・清掃業務（植栽管理業務を含む）費相当額 ・本事業の業務範囲となる計画修繕業務を除く施設メンテナンス業務（駐車場管理・医療用ガスの供給設備保守点検業務含む）費相当額 ・警備業務費相当額 ・その他統括マネジメント業務に共通する費用相当額 ・その他調達関連業務に共通する費用相当額 ・その他運營業務に共通する費用相当額
対価支払い手続き	<p>【四半期の末月以外における業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、運営期間にわたり当該業務の毎月の履行結果に対する県によるモニタリング結果を翌月の[]日までに事業者へに通知する。 ・事業者は、上記通知を受領後、当該通知の内容に基づき、速やかに県に請求書を提出する。 ・県は、当該請求書を適法に受理した後 30 日以内に、当該対価に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を事業者に対して支払う。 <p>【四半期の末月における業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の県から事業者への通知内容には、モニタリング結果とあわせて、対価の減額等の有無等に関する事項が含まれるものとし、以降の手続きは当該通知内容に基づくものとする。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務に関するサービス対価の支払い予定額は、物価変動に伴う改定等、別途定める場合を除き、運営期間にわたり定額とする。 ・モニタリングは毎月行われるものとする。

6) サービス対価B₆

県は、運營業務費相当額のうち、本事業の業務範囲となる保守委託対象機器の保守点検・修理に要する経費相当額（初期調達分）について、サービス対価B₆として、下表のとおり、事業者に対して支払うものとする。

表2-8 サービス対価B₆の概要

対象対価区分	<ul style="list-style-type: none"> 保守委託対象医療機器（初期調達分）の保守点検・修理に要する経費相当額
業務の実施手続き	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、入札時に提案した保守委託対象医療機器（初期調達分）の「保守点検・修理計画」に基づき、運営開始日から6年間において実施する「保守委託対象医療機器保守点検・修理業務計画書」を当該業務開始の前年度の7月末までに県へ提出し、県の承諾を得ること。 事業者は、上記業務計画書において、業務項目ごとに、その実施内容、実施時期、金額等を記載するものとする。また、当該業務計画書に記載の内容が、入札時の提案内容から変更する場合、事業者は県に変更する理由について説明を行い、県の承諾を得るものとする。
対価支払い手続き	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、「保守委託対象医療機器保守点検・修理業務計画書」に記載された金額の72分の1に相当する金額に基づく請求書を翌月の[]日までに県に提出する。 県は、当該請求書を適法に受理した後、30日以内に事業者に対して当該対価に消費税相当額を加えた金額を支払う。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 県は、いかなる事象が発生した場合においても、「保守委託対象医療機器保守点検・修理業務計画書」に記載された金額以上の支払いは行わないものとする。

7) サービス対価B₇

県は、運營業務費相当額のうち、本事業の業務範囲に含まれる計画修繕業務費相当額について、サービス対価B₇として、下表のとおり、事業者に対して支払うものとする。

表2-9 サービス対価B₇の概要

対象対価区分	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の業務範囲に含まれる計画修繕業務費相当額
業務の実施手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、入札時に提案した「中長期修繕計画書」に基づき、翌年度に実施する計画修繕業務に関する「計画修繕業務計画書」を前年度の7月末までに県へ提出し、県の承諾を得ること。 ・事業者は、上記業務計画書において、業務項目ごとに、その実施内容、実施時期、金額等を記載するものとする。また、当該業務計画書に記載の内容が、入札時の提案内容から変更する場合、事業者は県に変更する理由について説明を行い、県の承諾を得るものとする。
対価支払い手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務の履行結果に対する県によるモニタリング結果（対価の減額等の有無等を含む）を当該業務の完了日の属する月の翌月の[]日までに事業者へ通知する。ここで、対価の基準となる金額は、県が上記の実施手続きにおいて承諾した「計画修繕業務計画書」に記載された金額とする。 ・事業者は、上記通知を受領後、当該通知の内容に基づき、速やかに県に請求書を提出する。 ・県は、当該請求書を適法に受理した後、30日以内に事業者に対して当該対価に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を支払う。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が、各年度の「計画修繕業務計画書」に基づく業務について当該業務計画書に記載のとおり実施しなかった場合、県は、当該年度のサービス対価B₇について、上記業務計画書に記載される各業務項目の金額等に基づき、未実施の業務項目に対応する減額措置を講じることができる。

(3) サービス対価 C

1) サービス対価 C₁

県は、調達関連業務費相当額のうち、各代金相当額をサービス対価 C₁として、当該業務期間（平成 25 年 4 月～平成 45 年 3 月）にわたり下表のとおり、事業者に対して支払うものとする。

当該業務におけるモニタリング結果のサービス対価への反映方法等については、要求水準の内容が確定し次第、特に変更しうる可能性があるため、留意すること。

表 2-10 サービス対価 C₁の概要

対象対価区分		<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品代金相当額 ・診療材料代金相当額 ・準備品・消耗品代金相当額
対価支払い手続き	医薬品代金相当額	<p>【当該年度の 4 月から 2 月までの間における業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、該当月に要した医薬品代金相当額に基づく請求書について、翌月の[]日までに県に提出する。 ・県は、当該請求書を適法に受理した後、30 日以内に事業者に対して当該対価に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を支払う。 <p>【当該年度の 3 月における業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の県から事業者への通知内容には、モニタリング結果とあわせて、対価の減額等の有無等に関する事項が含まれるものとし、以降の手続きは当該通知内容に基づくものとする。
	診療材料代金相当額	<p>【当該年度の 4 月から 8 月、10 月から 2 月までの間における業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、該当月に要した診療材料代金相当額に基づく請求書について、翌月の[]日までに県に提出する。 ・県は、当該請求書を適法に受理した後、30 日以内に事業者に対して当該対価に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を支払う。 <p>【当該年度の 9 月及び 3 月における業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の県から事業者への通知内容には、モニタリング結果とあわせて、対価の減額等の有無等に関する事項が含まれるものとし、以降の手続きは当該通知内容に基づくものとする。
	準備品・消耗品代金相当額	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品代金相当額に同じ。
留意点		<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は該当月に要した代金相当額を県に請求すること。 ・代金相当額は、単価契約に基づくものとし、品目ごとの調達単価と調達数量を明示した請求書とすること。

2) サービス対価C₂

県は、運營業務のうち、別途サービス対価Bとして支払う運營業務費相当額以外の分をサービス対価C₂として、下表のとおり、事業者に対して支払うものとする。

表 2-11 サービス対価C₂の概要

対象対価区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の提供業務費相当額 ・ 洗濯業務費相当額
対価支払い手続き	<p>【四半期の末月以外における業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、運営期間にわたり当該業務の毎月の履行結果に対するモニタリング結果を翌月の[]日までに事業者へ通知する。 ・ 事業者は、上記通知を受領後、当該通知の内容に基づき、速やかに県に請求書を提出する。 ・ 県は、当該請求書を適法に受理した後 30 日以内に、当該対価に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を事業者に対して支払う。 <p>【四半期の末月における当該業務に対する対価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の県から事業者への通知内容には、モニタリング結果とあわせて、対価の減額等の有無等に関する事項が含まれるものとし、以降の手続きは当該通知内容に基づくものとする。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は単価契約に基づく額を県に請求すること。